

京都市上下水道局告示第44号

京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定（平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改めます。

令和5年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

改正前	改正後
2 京都市上下水道局出納取扱金融機関	2 京都市上下水道局出納取扱金融機関
<u>(8)</u> 株式会社福井銀行	_____
<u>(9)</u> 株式会社北國銀行	<u>(8)</u> 株式会社北國銀行
<u>(10)</u> 株式会社但馬銀行	<u>(9)</u> 株式会社但馬銀行
<u>(11)</u> 株式会社S B I 新生銀行	<u>(10)</u> 株式会社S B I 新生銀行
<u>(12)</u> 株式会社池田泉州銀行	<u>(11)</u> 株式会社池田泉州銀行
<u>(13)</u> 株式会社南都銀行	<u>(12)</u> 株式会社南都銀行
<u>(14)</u> みずほ信託銀行株式会社	_____
<u>(15)</u> 株式会社関西みらい銀行	<u>(13)</u> 株式会社関西みらい銀行
<u>(16)</u> 株式会社福邦銀行	<u>(14)</u> 株式会社福邦銀行
<u>(17)</u> 株式会社徳島大正銀行	<u>(15)</u> 株式会社徳島大正銀行
<u>(18)</u> 京都信用金庫	<u>(16)</u> 京都信用金庫
<u>(19)</u> 京都中央信用金庫	<u>(17)</u> 京都中央信用金庫
<u>(20)</u> 近畿労働金庫	<u>(18)</u> 近畿労働金庫
<u>(21)</u> 京都市農業協同組合	<u>(19)</u> 京都市農業協同組合
<u>(22)</u> 京都中央農業協同組合	<u>(20)</u> 京都中央農業協同組合
<u>(23)</u> 京都農業協同組合	<u>(21)</u> 京都農業協同組合
<u>(24)</u> 京都府信用農業協同組合	<u>(22)</u> 京都府信用農業協同組合
<u>(25)</u> 京滋信用組合	<u>(23)</u> 京滋信用組合
<u>(26)</u> 近畿産業信用組合	<u>(24)</u> 近畿産業信用組合
<u>(27)</u> 株式会社ゆうちょ銀行（納入場所は、	<u>(25)</u> 株式会社ゆうちょ銀行（納入場所は、

近畿2府4県内に所在する、同行の支店及び同行の委託を受けて、銀行代理業を営む郵便局に限る。）

近畿2府4県内に所在する、同行の支店及び同行の委託を受けて、銀行代理業を営む郵便局に限る。）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)